

飲食店における新型コロナ対策認証制度実施要綱（ひなた飲食店認証制度）

令和3年11月29日
福祉保健部衛生管理課

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、知事が別に定める新型コロナウイルス感染症に係る感染予防対策を飲食店事業者（※）が実践し、知事（その委託を受けた者を含む。）が確認を行い、知事が認証することで、利用者が安心して飲食を楽しむことができる環境を整備し、もって新型コロナウイルス感染症の感染防止を図ることを目的とする。

※食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいるものを除く（以下「対象事業者」という。）。

（対象）

第2条 この制度の対象となるものは、対象事業者が営む県内の飲食店営業施設で専ら集客を目的とするもの（以下「対象施設」という。）とする。

（基準）

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

（申請）

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、申請に先立ち、知事（その委託を受けた者を含む。第2項において同じ。）が実施する認証基準に関する講習会を受講する等により、感染症予防対策に関する知識を習得することとする。

2 対象事業者は、対象施設ごとに、宮崎県新型コロナ対策認証申請書により、書面等により、知事に申請するものとする。

（認証等）

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うことにより、申請施設の感染防止対策を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証書及び認証マークを交付するものとする。

4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、適合するよう指導等を行うものとする。

（認証マークの利用等）

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることという。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「ひなた飲食店認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証マークの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面等により知事に報告するものとする。

(施設調査等)

第8条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を継続して誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面等により、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証書を返還するとともに認証マークの利用をやめ「ひなた飲食店認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第11条 知事は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書を返還するとともに認証マークの利用及び「ひなた飲食店認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第12条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証マークの利用及び「ひなた飲食店認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第13条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書を返還するとともに認証マークの利用及び「ひなた飲食店認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第14条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなったときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなつたと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証マークの利用及び「宮崎県新型コロナウイルス対策認証施設」の名称使用を再開することができるものとする。

第4章 まん延防止に関する措置との関係

(認証の受付又は効力の一時停止)

第15条 知事は、第2章の規定にかかわらず、感染症のまん延の状況を勘案して、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき認めるときは、認証の申請の受付を停止し、及び既に交付した認証の効力を一時停止することができる。

(認証の取消し等)

第16条 知事は、認証施設が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に応じない場合等は、認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、直ちに、認証書を返還するとともに認証マークの利用及び「ひなた飲食店認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

第5章 雑則

(免責)

第17条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年11月29日から施行する。

(制度の終了等)

- 3 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。